

## 第20回公正取引委員会契約監視委員会議事概要

- 1 日時 平成27年6月4日(木) 14:00~15:30
- 2 場所 中央合同庁舎第6号館B棟11階 公正取引委員会 官房第2会議室
- 3 出席者  
(委員) 小西委員, 田中委員, 田辺委員
- 4 議事概要
  - (1) 開会
  - (2) 調達案件の審議  
平成26年10月1日から平成27年3月31日までの間に締結した契約のうち, 各委員が抽出した調達案件5件について審議が行われた。審議の概要は別紙のとおり。
  - (3) 閉会

意見・質問	説明・回答
○ 物品の運送委託（随意契約案件）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>複数の見積り提出者の中から契約相手方の選定に当たって基準とした理由は何か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>提出された見積金額を比較し、より契約金額が低い方を契約の相手方として選定した。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>本件の契約単価については、一般的な運送費からしても妥当な範囲に落ちているという印象を受ける。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>本件を単価契約としているのは、運送する対象物品が当初の想定より多くなる場合や作業時間が増える場合などに備えるためである。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>運送車両の追加が必要となった場合、業者は速やかな対応が可能なのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>見積り依頼の段階から、仕様書で記した台数から増減する可能性は伝えており、契約締結に当たっては実質上、運送車両の増加に対応できることを条件としている。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>契約相手方が下請事業者に再委託してしまうおそれはないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約書に再委託契約の禁止条項を設けており、原則として、再委託は認めていない。</li> </ul>
○ 公正取引委員会LAN用ネットワークスイッチの借入（入札案件）	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>本件は低入札価格調査の対象となったものであるが、契約対象物件について、現在に至るまで特段の問題は生じていない。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>本件が低価格入札であったのは、予定価格の設定が高かったためとは考えられないか。同種調達の前例と比較してどうだったのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予定価格の設定に当たっては、前例となり得る同種調達を参考としつつ、その時々市場価格を反映させるため、複数の業者から参考見積りを徴収し、それらを総合的に考慮している。本件が結果として低価格入札となった原因は、確かに予定価格が高かったこともあり得る一方、入札参加者間の競争により、入札価格が低くなったということもあり得る。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>入札であるので競争効果が働いたことは十分に考えられる。難しいとは思いますが、予定価格を設定するに当たっては、競争による価格低減も踏まえる必要があるだろう。そうでないと、望ましい競争効果が生じているのに、低入札価格調査のような余分な手間やコストが掛かってしまう。</li> </ul>	

<ul style="list-style-type: none"> <li>参考見積りの価格が高かったことが原因とは考えられないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>参考見積りは、機器の設置作業等を行うベンダーから徴収したものであるが、ベンダーと入札参加者であるリース会社とで、積算の構成が違ったのかもしれない。ただし、入札参加者間でも大きな価格差があるので、一概に参考見積りの価格が高かったとは言い切れないのではないか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>参考見積りを入札参加者であるリース会社ではなく、ベンダーから徴した理由は何か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>参考見積りの段階では、業者からの提案を受けて仕様を調整することもあるので、ネットワークの構造や機器に精通しているベンダーの方が適していると考えている。リース会社に参考見積りを依頼したとしても、結局ベンダーに話が回り、ベンダーと打合せを行うことになるので、最初からベンダーに依頼した方が効率的である。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>調達内容がリース契約であるのであるから、ベンダーから参考見積りを徴するのは少し奇異な感じがする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業内容や作業時間については、実際の機器の設置作業等を行うベンダーの方が実態に近い積算が行えると考えた。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>低入札価格調査は、具体的にどのようなことを行うのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的には、当該入札価格で仕様内容の履行が可能かという観点から、追加資料の提出を受け、ヒアリングを実施するなどして、積算内容の検証を行う。今回は、ネットワーク機器であったので、情報セキュリティや技術に詳しいCIO補佐官も調査に参加した。</li> </ul>
<p>○ セキュリティ機能付きUSBメモリー式の調達（入札案件）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>本件を審議の対象とした理由は、落札率が高かったからであるが、調達の対象であるUSBメモリの価格の見当がつきやすいことから落札率が高くなったものと思われる。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>そもそも通常のUSBメモリと比べ、高額となっているのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンチウイルスや情報暗号化等のセキュリティ機能を備えた場合、やはり高額になってしまう。予定価格の参考として、店頭販売価格を確認しているところ、通常のUSBメモリと比して、同程度に高額であった。</li> </ul>
<p>○ ネットワークプリンタ49台の調達（入札案件）</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>落札金額が予想を大幅に下回る価格であったが、契約対象物件について、現在に至るまで特段の問題は生じていない。本件が低価格入札となったのは、業者が仕様に合う旧型機</li> </ul>

	種で入札してきたからである。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件が低入札価格調査には該当しないのは、売買契約であるからか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 然り。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件は、優良な事例といえるのではないか。IT関係の調達にはオーバースペックになり気味であるが、要求する機能からすれば、必ずしも最新型にこだわる必要はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当方も、まさにその発想を持って仕様を作成した。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旧型機種であることにより、交換部品の保管期限との関係でメンテナンス上の問題は生じないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件で更新する前に使用していたプリンターでは、およそ購入から6年経過した頃から故障が目立ち始めたが、本件プリンターも同程度であれば、交換部品の保管期限でカバーされる。</li> </ul>
○ IT資産管理ソフトウェアライセンスの調達（入札案件）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件を審議の対象とした理由は、1者入札であったことによる。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調達対象品を取り扱う業者が限られている場合には、競争入札を実施したとしても適正な競争が働かないことがあり得る。それより、随意契約にして個別に価格、条件等の交渉を行った方が適切な契約内容となるのではないか。もちろん、随意契約が行える範囲が限られているのは承知しているが、全体の方向性として提案しておきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計法令は、国にとって最も経済的な契約とするため、一般競争入札を原則としているが、競争に付すことが不利となるような場合には、随意契約により価格、条件等を交渉することも方法としては採り得るとは考えられる。随意契約の適正化の各府省庁共通の方針を踏まえつつ、事案ごとに検討していきたい。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件は、入札に参加しなかった業者からのヒアリングの結果を受け、その後の仕様書の検証等によって何か判明したことはあるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件は、調達対象品を取扱う業者が少なかったことが原因と考えられる。今回、仕様書において、入札参加者が過度に制限されるような条件等は認められなかったが、今後、仕様書の作成においては注意していきたい。</li> </ul>